

令和6年4月1日から相続登記の申請が義務化されます！

～広島法務局からのお知らせ～

登記を見ても現在の所有者がわからない土地が増加し、民間の土地取引や公共事業の妨げとなっている「所有者不明土地問題」の解消に向けて、所有者不明土地の発生を予防するため、令和6年4月1日から、相続登記の申請が義務化されることになりました。

相続（相続人への遺贈を含む。）によって不動産を取得した相続人は、相続したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならなくなり、正当な理由がないのに申請を怠った場合は、10万円以下の過料の適用対象となります。

また、この義務化は、令和6年4月1日よりも前に発生している相続等も対象となります（この場合は、令和6年4月1日から3年以内に登記する必要があります。）。

（ホームページの場合）詳しくは、こちらをご覧ください。

https://houmukyoku.moj.go.jp/hiroshima/page000001_00587.html

（会報等の場合）詳しくは、広島法務局ホームページをご覧ください。



「実質的支配者リスト」を御利用ください！

～広島法務局からのお知らせ～

近年、マネーロンダリングを防止する観点から、会社が金融機関と取引する際に、会社の実質的支配者情報（法人の議決権を一定以上直接又は間接に有することにより、法人の事業経営を実質的に支配することが可能となる自然人等の情報）の確認を求められています。

そこで、株式会社（特例有限会社を含む。）が作成した自社の実質的支配者リストを所定の添付書類と共に法務局に提出すると、法務局の登記官がその内容を確認した上で同リストを保管し、登記官が認証文を付けて同リストの写しを無料で交付する「実質的支配者リスト制度」が導入されました。

法務局が交付した実質的支配者リストの写しは、金融機関との取引において実質的支配者の確認を求められた際に利用できます。

（ホームページの場合）詳しくは、こちらをご覧ください。

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_00116.html

（会報等の場合）詳しくは、法務省ホームページをご覧ください。

